

令和7年度与党税制改正大綱について

本日、「令和7年度与党税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正に当たっては、地方財政に十分配慮の上、取りまとめたいただいた与党関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表するものである。

総じて税源に乏しい町村にとって、地方税は、そこに暮らす住民が応分の負担をし、行政サービスの提供を支えるという地方自治の基礎をなす重要なものである。

東京一極集中が続く中で、急速な少子高齢化、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えながらも、町村は、デジタル化、こども・子育て支援、防災・減災対策などの諸課題に積極的に取り組んでいる。

今後も、町村がより一層自主性・自立性を発揮しながら、地方創生の取組を加速しつつ、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の充実・確保と財政基盤の強化が不可欠である。

今回の税制改正を踏まえ、次の点に十分留意の上、対応するよう強く求める。

いわゆる「103万円の壁」については、令和7年分以後の所得税の基礎控除の額及び給与所得控除の最低保障額を引き上げることとされ、令和8年度分以後の個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格や地方税財源への影響等を総合的に勘案し、給与所得控除の最低保障額を引き上げるなどとされた。仮に今後、さらなる見直しが行われる場合には、地方財政への影響分について、町村の財政運営に支障が生じないように、必要な安定財源を確保するための万全な措置を講じていただきたい。

自動車関係諸税については、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行うこととされた。その検討に当たっては、道路・橋りょう等の社会資本の更新・老朽化対策、防災・減災対策のためのインフラ財源の確保が重要であるため、安定的な地方税財源の確保を前提とするとともに、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮していただきたい。

本会は、今後とも地域の自主性・自立性の向上のため、地方税の充実確保と、税源の偏在が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を求めていく。

令和6年12月20日

全国町村会長
吉田 隆行